

令和 8 年度知多市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）及び知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年知多市条例第 1 6 号）に基づき、知多市内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 計画区域

知多市全域

4 ごみ処理実施計画

(1) ごみ処理の計画区域内人口

令和 6 年度（実績）	令和 7 年度（目標）	令和 8 年度（目標）
82,797人	83,411人	83,061人

(2) ごみ及び資源の発生量

（単位：t）

区 分	令和 6 年度（実績）	令和 7 年度（目標）	令和 8 年度（目標）
ご み	可燃物	16,361	15,401
	不燃物	782	884
	粗大ごみ	1,602	2,012
	計	18,745	18,297
資 源	2,637	3,880	4,014
合 計	21,382	22,177	21,950

(3) 排出抑制のための方策

知多市ごみ処理基本計画（令和 5 年 2 月策定）及び知多市分別収集計画（令和 4 年 6 月策定）に基づき、市民・事業者・行政が取り組むべきごみの排出抑制の方策は、次のとおりとする。

区 分	市 民	事 業 者	行 政
発生回避 (リフューズ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグ・マイボトルの利用 ・ レジ袋、割箸、使い捨てフォーク等の提供を断る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグ・マイボトルの販売 ・ レジ袋、割箸、使い捨てフォーク等の提供抑制、持参の啓発、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグ・マイボトル利用促進の啓発 ・ レジ袋、割箸、使い捨てフォーク等の提供を断ることの啓発 ・ レジ袋、割箸、使い捨てフォーク等の提供抑制の啓発
発生抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つのキリの実践 ・ いちごニャンコ運動の実践 ・ てまえどりの実践 ・ フードドライブ等への食品提供 ・ 環境に配慮した製品（詰替え用商品等）の積極的な使用 ・ 簡易包装商品の積極的購入 ・ 過剰包装を断る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つのキリの実践 ・ いちごニャンコ運動の啓発、周知 ・ 食品関連事業者による食品ロスの削減 ・ 小盛メニュー等の提供 ・ てまえどり運動の啓発、周知 ・ フードバンク、フードドライブの実施、食品提供 ・ 環境に配慮した製品の製造、販売及び使用（代替素材の開発、販売） ・ 簡易包装の実施、啓発、周知 ・ 草木類の多量排出事業者による排出方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系ごみの有料化実施 ・ 3つのキリの啓発、周知 ・ いちごニャンコ運動の啓発、周知、新たな取組の検討 ・ てまえどり運動の啓発、周知 ・ フードバンク、フードドライブ活動の連携、啓発、周知 ・ 環境に配慮した製品の積極的使用の啓発、周知 ・ 簡易包装の啓発、周知 ・ ごみの多量排出事業者への指導
再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再使用又は長期間使用可能な製品の選択 ・ フリーマーケット、バザー及びリサイクルショップの利用 ・ 地域情報サイト、フリーマーケットアプリケーションの利用 ・ リペア（修理して使うこと）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再使用可能な製品の販売又は提供 ・ 地域情報サイト等への参加 ・ 製品の修理又は補修体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報サイトを活用したリユース活動の推進 ・ リペア実施の啓発、周知

区 分	市 民	事 業 者	行 政
再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域回収の利用及び集団回収への協力 ・ 拠点回収、店頭回収の利用 ・ 民間資源回収ステーションの活用 ・ 草木類の資源化実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品関連事業者による生ごみの堆肥化等 ・ 草木類の多量排出事業者による堆肥化 ・ 事業者による資源の自主回収の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域回収及び集団回収の支援 ・ 資源回収品目の拡大 ・ 資源回収方法の拡大 ・ 金属類及びプラスチック類の回収拡大の検討 ・ 処理施設における資源回収 ・ 民間資源回収ステーションの周知、啓発 ・ 事業者による資源自主回収、資源化の促進 ・ グリーン購入の推進
その他 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量講座、リサイクル教室等への参加 ・ 施設見学への参加 ・ 情報交換 ・ SNS等での情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境システムの整備 ・ 施設見学の開催 ・ 情報発信 ・ 事業所における環境への取組体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみや資源に関する情報提供、分別冊子の更新 ・ 環境学習の実施 ・ ごみ減量講座、リサイクル教室等の開催 ・ 施設見学の開催 ・ SNS等での積極的な情報発信

(4) 分別の区分及び処理の主体

ごみ及び資源の分別の区分並びに処理の主体は、次のとおりとし、処理の主体は、法その他関係法令に基づき適切に処理をするものとする。

区 分			処 理 の 主 体	
			収 集 運 搬	処 理
家庭系 ごみ	可燃物	定期 収集	市（委託）	
	不燃物			
	粗大ごみ 多量のごみ 収集困難物	戸別 収集	市（直営）	
	直接 搬入	排出者		
事業系 ごみ	可燃物	直接 搬入	排出者又は法第 7条第1項の許 可を受けた者	
	不燃物			

区 分		処 理 の 主 体		
		収 集 運 搬	処 理	
処理できないごみ (家庭系・事業系ごみ)	建設廃材等 危険なごみ 処理困難物		排出者 (取扱業者への委託等により適正処理)	
	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に定める特定家庭用機器		小売業者、法第7条第1項の許可を受けた者又は排出者	製造業者等
	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第12項に定める指定再資源化製品のうち密閉型鉛蓄電池		法第9条の9第1項の認定を受けた者又は製造業者等	法第9条の9第1項の認定を受けた者又は製造業者等
資 源	新聞、ダンボール、雑がみ、牛乳パック、布類、アルミ缶、スチール缶、その他缶類、無色びん、茶色びん、その他色びん、ペットボトル、乾電池、廃食用油(てんぷら油)	地域回収	市 (直営、委託)	市、再生業者 (廃食用油は、一般家庭、公共施設等から発生するものを回収後売却)
		直接搬入	排出者	
		集団回収	排出者(資源回収等取扱業者に売却) ※衣類以外の布類、ペットボトル、乾電池を除く	
	プラスチック類	定期収集	市(委託)	再生業者
		直接搬入	排出者	
	小型家電 (パソコンを含む使用済小型電子機器等)	直接搬入	排出者 又は宅配事業者	認定事業者(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第47号)第10条第3項に定める認定を受けた事業者)
	インクカートリッジ	直接搬入	排出者	インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加企業、再生業者
	金属類、木製家具、大型プラスチック製品、羽毛布団、水銀使用廃製品、剪定枝、刈草、ボタン電池、コイン電池	直接搬入	排出者	再生業者

区 分			処 理 の 主 体	
			収 集 運 搬	処 理
資 源	小型充電式電池（密閉型鉛蓄電池を除く密閉型蓄電池）	直接搬入	排出者	広域認定業者（法第9条の9第1項の認定を受けた事業者）

(5) 家庭系ごみ（定期収集）の排出方法

- ア 収集場所へは、収集日当日の午前8時までに排出するものとする。
- イ 収集場所へは、知多市指定ごみ袋に入れて排出しなければならない。
- ウ 知多市指定ごみ袋以外の袋で排出されたごみ及び袋に入れず排出されたごみ等不適正排出物については、注意を促すため、注意札を貼った上で収集しないことがある。
- エ マナー違反のごみについては、内容物を調査したうえで、排出者に直接指導することがある。

(6) 家庭系ごみ（定期収集）の収集運搬計画

大 字 名	区 分	収 集 日
八幡、清水が丘、八幡新町、寺本台、寺本新町、平野、柳花、伊賀坂、阿原、つつじが丘、原、巽が丘、南巽が丘、西巽が丘、東七曲、佐布里、佐布里台、にしの台	可燃物	毎週 月・木曜日
	不燃物	毎月 第1・3水曜日
梅が丘、朝倉町、緑町、新知、新知台、新知東町、新知西町、岡田、南谷、吹込、上り戸、岡田美里町、岡田緑が丘、長浦、日長、日長東田、旭、新舞子、新舞子東町、日長台、旭桃台、大興寺、新広見、中原、大僧、大草、金沢、神田、旭南、南粕谷新海、南粕谷本町、南粕谷東坂、南粕谷	可燃物	毎週 火・金曜日
	不燃物	毎月 第2・4水曜日

(7) 家庭系ごみ（一括及び粗大ごみ戸別収集）の収集運搬計画

粗大ごみ、多量のごみ及び収集困難物の直接搬入ができない者に対し、次のとおり予約制で実施する。

ア 一括戸別収集

項目	内容
収集日時	月曜日から金曜日までの午後1時30分及び3時（祝日、年始年末及び車両整備日等を除く）
収集車両	普通貨物自動車（2トン車）及び軽貨物自動車

イ 粗大ごみ戸別収集

項目	内容
収集日時	水曜日 (祝日、年始年末及び車両整備日等を除く)
収集車両	普通貨物自動車(2トン車)及び軽貨物自動車

(8) ごみの直接搬入

ごみの直接搬入は、西知多クリーンセンターにおいて受付ける。直接搬入をする者は、ごみの減量に努めるとともに、可燃物、不燃物及び粗大物の分別を行い、係員の指示に従って搬入すること。なお、西知多クリーンセンターの受付時間は、(17)の表に示す。

(9) 一般廃棄物処理業許可業者

ア 収集・運搬

処理区分	名称	住所	事業系ごみ	特定家庭用機器廃棄物
収集運搬	(株)岩田清掃	瀬戸市山の田町43-303	○	
	(株)セキ	東海市加木屋町三ツ池12-4	○	
	トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1	○	○
	(株)三四四	知多市にしの台4-19-13	○	○
	大成ビル管理(株)	名古屋市中区栄2-6-1号	○	
	(株)上野清掃社	東海市名和町上大廻間23	○	○
	(株)アグメント	知多郡阿久比町大字草木字末広22	○	○
	中衛工業(株)	名古屋市中区鶴里町3-11	○	
	(株)日誠	知多市八幡字小根14-28	○	
	中部資材(株)	名古屋市中区入船2-2-28	○	
	(有)東新清掃	東海市加木屋町東大堀27-3	○	
	(有)新海商店	知多市梅が丘2-50	○	
	マルカ運送	知多市新知字西屋敷2-1	○	
	(株)日章社	知多市新舞子字大口202-2	○	
	(有)エンザイム	知多市にしの台4-24-1	○	○
	(株)榊原環境	半田市宮本町6-202-1	○	
	(株)あおき環境開発	半田市平井町6-33	○	
	中部環境サービス(株)	名古屋市中区入船2-2-28	○	
	ディリー(株)	安城市二本木町東切替63	○	
	(株)あおき造園土木	半田市平井町6-33	○	
三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋4713	○		
オオノ開発(株)	愛媛県松山市北梅本町甲184	○		

イ 運搬

処 理 区 分	名 称	住 所	事業系ごみ
運 搬	(株)上野清掃社	東海市名和町上大廻間 2 3	○
	(有)東新清掃	東海市加木屋町東大堀 2 7 - 3	○
	(株)三四四	知多市にしの台 4 - 1 9 - 1 3	○
	オオブユニティ(株)	大府市北崎町駒場 8 8	○
	(有)横須賀衛生	東海市養父町北堀 5 1	○
	(株)アグメント	知多郡阿久比町大字草木字末広 2 2	○
	(有)東海清掃	東海市加木屋町唐山 4 6 - 1	○
	トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ 2 8 - 1	○
	(株)西山商店	名古屋市南区豊田 2 - 1 8 - 3	○
	(有)今井商会	名古屋市瑞穂区本願寺町 2 - 2 6 - 1	○
	(株)セキ	東海市加木屋町三ツ池 1 2 - 4	○
	永井産業(株)	清須市西須ヶ口 5 8	○
	(株)富士商行	春日井市桃山町 3 - 1 9 1	○
	(株)あおき造園土木	半田市平井町 6 - 3 3	○
	(株)日誠	知多市八幡字小根 1 4 - 2 9	○
	(有)エンザイム	知多市にしの台 4 - 2 4 - 1	○
	(株)榊原環境	半田市宮本町 6 - 2 0 2 - 1	○
	(株)あおき環境開発	半田市平井町 6 - 3 3	○
	ディリー(株)	安城市二本木町東切替 6 3	○
	(株)ナガタ工務店	東海市富木島町新石根 1 1 1 - 1	○
(株)岩田清掃	瀬戸市山の田町 4 3 - 3 0 3	○	

一般廃棄物処理業については、資源化物又は処理困難物の処理等の特別な事情のない限り、新規の許可をしない。

(10)処理できないごみ

市で処理できないごみを次のとおり指定し、法第 2 条の 4 及び第 3 条の規定により排出者の責任において適正に処理するよう求める。

区 分	説 明	品 目 例	指 導
建設廃材等	建築物、工作物等の除去に伴うもの。ただし、少量のもの（各辺が 50 センチメートルのダンボール箱 1 箱程度まで）を除く	コンクリートブロック、瓦、レンガ、柱、木片、トタン、ガレキ等	施工業者又は取扱業者で適正処理するよう指導
危険なごみ	爆発等の危険性があるもの及び有害物質を含む恐れのあるもの	プロパンガスボンベ等の圧力容器、農薬、劇薬、PCB 使用製品、小麦ダスト等の多量の粉末	販売店又は取扱業者等で適正処理するよう指導

区 分	説 明	品 目 例	指 導
処理困難物	西知多クリーンセンターのごみ処理に支障をきたす恐れがあるごみで、適正な処理が困難と認めるもの	自動車・自動二輪車・原動機付自転車及びそれらの部品（タイヤ・バッテリー等を含む）、浴槽、便器、風呂釜、温水器（太陽熱、電気）、農業用機械器具、太陽光パネル、ピアノ、廃油・塗料（家庭から出た少量のもの・固めたものを除く）、その他西知多クリーンセンターが搬入禁止物及び処理困難物として指定するもの	販売店、修理業者、施工業者、スクラップ業者等取扱業者で適正処理するよう指導

(11) 特定家庭用機器及び指定再資源化製品の処理方法

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に定める特定家庭用機器（以下「特定家庭用機器」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に定める指定再資源化製品（以下「指定再資源化製品」という。）については、次のとおり処理するものとする。

区 分	品 目	処 理 方 法
特定家庭用機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	排出者が、購入・買替時の販売店若しくは特定家庭用機器について法第7条第1項の許可を受けた者へ収集運搬を依頼又は自らメーカーが指定した引取場所に搬入
指定再資源化製品	パソコン本体、ディスプレイ	排出者が、製造業者等に回収を依頼。ただし、小型家電として市の回収場所に直接搬入することも可
	密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）	密閉型鉛蓄電池：法第9条の9第1項の認定を受けた者又は製造業者等に処理を依頼 その他の密閉型蓄電池：小売業者（リサイクル協力店）に搬入。ただし、排出者が、小型充電式電池として市の回収場所に直接搬入することも可

(12)資源地域回収（ステーション方式）の収集運搬計画

回収品目	区 域	収集日
資源 ・新聞 ・ダンボール ・雑がみ ・牛乳パック ・布類 ・アルミ缶 ・スチール缶 ・その他缶類 ・無色びん ・茶色びん ・その他色びん ・ペットボトル ・乾電池 ・廃食用油 （てんぷら油） ・発火性危険物	中小根、荒井、日長三区、杉山	第1月曜日
	にしの台2・3、巽が丘	第1火曜日
	寺本台、八幡新町、新六 つつじが丘1-1、つつじが丘4-2（休止）	第1水曜日
	岡田二区、岡田三区	第1木曜日
	南粕谷1丁目、日長二区、梅が丘	第1金曜日
	堀之内、廻間、佐布里	第2月曜日
	つつじが丘2-1、つつじが丘2-3、 中島、にしの台1・4、寺本新町	第2火曜日
	南粕谷、つつじが丘4-1、日長一区	第2水曜日
	日長台、旭桃台、新知台	第2木曜日
	南粕谷4丁目、西巽が丘、羽根、新七	第2金曜日
	荒古、新舞子南、新東（新知東町1～3丁 目）、新三	第3月曜日
	朝倉町、新北、新中、八幡台	第3火曜日
	浜小根、南巽が丘、つつじが丘3丁目	第3水曜日
	南粕谷2丁目、上平井、大草	第3木曜日
	大興寺、原、長浦	第3金曜日
	新南、西平井、亥新田	第4月曜日
	朝倉団地（つつじが丘1-2・2-2） 南粕谷3丁目、新舞子北、新舞子台	第4火曜日
	北粕谷、岡田一区	第4水曜日
北巽が丘	第4木曜日	
	第4金曜日	

(13) 資源（定期収集）の排出方法

- ア 回収場所へは、回収日当日の午前8時までには排出するものとする。
- イ 収集場所へは、中身が見える透明又は半透明の袋に入れて排出しなければならない。
- ウ 中身が見えない袋や他市町村の指定袋、又は袋に入れず排出されたもの等の不適正排出物については、注意を促すため、注意札を貼った上で収集しないことがある。

(14) 資源（定期収集）の収集運搬計画

コミュニティ名	大字名	収 集 日
八 幡	八幡(東部地区除く)、清水が丘、寺本台、八幡新町、平野、阿原1丁目、柳花、伊賀坂、寺本新町	毎週 火曜日
つつじが丘	つつじが丘	
東 部	八幡(東部地区)[池下, 大平地, 勘右エ門沢, 北屋敷, 儀七山, 笹廻間, 沢, 三反田, 新道, 成就, 樹木, 曾山, 高根, 七曲り, 鍋山, 西大清水, 根崎, 半田道, 東大清水, 東大平地, 丸根, 深山口, 南大平地]、原、西巽が丘、南巽が丘、巽が丘、東七曲	毎週 金曜日
佐 布 里	佐布里、にしの台、阿原2丁目、佐布里台 梅が丘	
新 知	新知、緑町、朝倉町、新知台、新知東町、新知西町	毎週 月曜日
岡 田	岡田、日長の一部[赤坂, 入杵, 中石根, 二タ股]、南谷、吹込、上り戸、岡田美里町、岡田緑が丘	
旭 東	大興寺、日長台、新広見、旭桃台、中原、大僧、日長の一部[坂ブタ、辰新田]、新舞子の一部[口新曾, 沢渡]	
旭 北	日長(一部除く)、新舞子(一部除く)、新舞子東町、旭1~4丁目、長浦、日長東田	毎週 木曜日
旭 南	新舞子の一部[落, 大口, 出口の一部, 大瀬, 明知山, 竜の一部]、大草、金沢、旭南、神田、旭5・6丁目	
南 粕 谷	南粕谷、南粕谷新海、南粕谷本町、南粕谷東坂	

(15)資源の直接搬入

資源の直接搬入は、リサイクルプラザで受付ける。なお、次表に掲げるものは、リサイクルプラザ以外においても受付ける。

資源は、区分ごとに分別を行い、指定された場所に搬入すること。リサイクルプラザの受付時間は(17)に示す。

区分	直接搬入場所	方法	受付時間
乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池、インクカートリッジ	・市役所 ・岡田、旭、東部まちづくりセンター ・中部公民館 ・八幡コミュニティセンター	回収ボックスに投入	・各施設の開庁、開館時間
小型家電		回収ボックスに投入（約13cm×28cmの投入口に入るものに限る）	
発泡スチロール（トレイを除く食品用に限る）、プラスチック製容器（食品用）	・マックスバリュ知多 ・新知店	専用回収ボックスに投入	・店舗の営業日・営業時間内（年始年末を除く）

(16)資源集団回収事業

自主的に資源回収活動を実施するコミュニティ、自治会、町内会、PTA、子供会等の市民団体（市に登録した資源回収団体）が、新聞、ダンボール、雑誌（雑がみ）、アルミ缶、スチール缶、生きびん、無色びん、色付びん、衣類を回収する。資源回収団体には、知多市資源集団回収報償金交付要綱に基づき回収実績に応じて1kgにつき4円の報償金を支払う。

(17)ごみの収集運搬、中間処理並びに最終処分方法及び処分量

次表のとおり

ごみの収集運搬、中間処理並びに最終処分方法及び処分量

区 分			収 集 運 搬				中 間 処 理・最 終 処 分	
			収集区域	収集回数	収 集 方 法 (排出方式)	収 集 量	搬入者別内訳	残さの量及び処分方法
家庭系 ごみ	定期 収集	可燃物	市内全域	週2回	ステーション方式 (指定ごみ袋による排出)	11,553 t/年	市(委託) 12,421 t/年	資源化物 ⇒ 再生業者へ売却又は処理委託 439 t/年 焼却灰 ⇒ 再生業者へ処理委託 2,540 t/年 焼却飛灰 処理困難物
		不燃物		月2回	ステーション方式 (指定ごみ袋による排出)	868 t/年		
	戸別収集		随 時	訪問収集	2,040 t/年	排出者 5,515 t/年		
事業系 ごみ	直接 搬入	多量のごみ 粗大ごみ 収集困難物	西知多医療厚生組合 西知多クリーンセンター 受付時間 平日、土曜日 9時～16時		3,475 t/年			
		可燃物	※日曜日、年始(1/1～1/3)は休業		0 t/年			
合 計					17,936 t/年	17,936 t/年	2,979 t/年	

区 分			収 集 運 搬				中 間 処 理	
			収集区域	収集回数	収 集 方 法	収 集 量	搬入者別内訳	処分方法及び処分量
資 源	地域回収	市内全域	月1回	ステーション方式	1,973 t/年	市(直営・委託) 1,973 t/年	選別、加工、梱包 ⇒ 再生業者へ売却又は 処理委託 3,681 t/年	
	定期収集 (プラスチック類)		週1回	ステーション方式 (透明又は半透明の袋による排出)	894 t/年	市(委託) 894 t/年		
	直接搬入	リサイクルプラザ 受付時間 月～金曜日 9時～正午、13時～16時 土、日曜日 9時～11時30分 ※月～金曜日の祝日、年始年末は休業		814 t/年	排出者 814 t/年			
	集団回収	任 意 ⇒ 再生業者へ売却		333 t/年	—————	—————		
合 計					4,014 t/年	3,681 t/年	—————	

(18)ごみ処理施設の概要

中間処理施設

(7) 焼却破砕施設

名 称 西知多医療厚生組合
西知多クリーンセンター
所在地 知多市北浜町11番地の4
処理能力 焼却施設 全連続燃焼式ストーカ炉 185 t/日
(92.5 t/日×2炉)
破砕施設 破砕・機械選別 21 t/日

(イ) 資源選別加工施設

名 称 知多市リサイクルプラザ
所在地 知多市南浜町22番地の2
処理能力 缶ライン 0.2 t/時間
ペットボトルライン 0.1 t/時間

(ウ) 委託処理

契約により、事業者を変更する場合あり。

- a 名 称 株式会社三四四 常滑支店
事業主体 株式会社三四四
所在地 常滑市久米字御林31番128
委託物 無色びん、茶色びん、その他色びん、プラスチック類、発火性危険物
備 考 プラスチック類は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第6項で指定された施設
- b 名 称 トーエイ株式会社 Port Dream Factory
事業主体 トーエイ株式会社
所在地 半田市港町三丁目90番地
委託物 大型プラスチック製品
- c 名 称 株式会社エイゼン 北山リサイクルセンター
事業主体 株式会社エイゼン
所在地 武豊町字向陽三丁目1番地
委託物 刈草

- d 名 称 株式会社アグメント 阿久比リサイクルセンター
事業主体 株式会社アグメント
所在地 阿久比町大字矢高字坂ノ下11番1、18番4、18番5、63番3、15番1、63番1
委託物 剪定枝
- e 名 称 フルハシEPO株式会社 愛知第七工場
事業主体 フルハシEPO株式会社
所在地 半田市日東町4番53
委託物 木製家具
- f 名 称 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
事業主体 野村興産株式会社
所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
委託物 使用済乾電池、水銀使用廃製品
備考 公益社団法人全国都市清掃会議の「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画に定める広域回収・処理センター

(19)その他

ア 法第6条第3項の規定に基づく協議及び法施行令第4条第9号イの規定に基づく通知

市内で発生した一般廃棄物を、有効利用する目的又は市内で処理することが困難であるものを処理する目的等で市外の一般廃棄物処理施設へ搬入し処理する場合は、法第6条第3項の規定に基づき当該市町村の一般廃棄物処理計画との調和を保つため、協議を行う。なお、委託処理するものは、協議をしたうえで法施行令第4条第9号イの規定に基づき、通知をする。

イ 飼い主が不明又はいない犬、猫等小動物の死骸

市内公道上（国道155号の4車線区間を除く。）における飼い主が不明又はいない犬、猫等小動物の死骸（以下「死骸」という。）を収集する。その他公有地及び私有地における死骸については、土地の管理者等がリサイクルプラザに直接搬入すれば受付ける。ただし、適切な処理をした上でごみ収集場所に置き、ごみ対策課が連絡を受けた場合は収集する。

なお、死骸は知多斎場で焼却処理をする。

また、飼い主のいる犬、猫等小動物の死骸については、飼い主の責任において適正に処理をする。

ウ カラス除けネットの貸与

カラス及び猫等の鳥獣によるごみ収集場所におけるごみの散乱被害を防ぐため、「知多市カラス除けネット貸与要領」に基づき、ごみ収集場所利用者の代表者又は地区駐在員に対し、カラス除けネットを貸与する。

エ 家庭用剪定枝粉碎機の貸与

家庭において庭木等の剪定で発生する枝葉の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化の推進を図ることを目的とし、「知多市家庭用剪定枝粉碎機貸出し要領」に基づき、市内に住所を有し、市内に所有し、又は管理する敷地内の剪定枝葉を自ら処理しようとする者に対し、15日以内の期間、無料で貸与する。

オ 生ごみ発酵堆肥化促進剤「アスパ」の無料配布

家庭から発生する生ごみの減量を推進するため、アスパを市内公共施設（リサイクルプラザ、市役所、市民活動センター、東部・岡田・旭まちづくりセンター、中部公民館、八幡コミュニティセンター、福祉活動センター、老人福祉センター、東部・岡田福祉会館、やまもも第1）及び、イベント等で希望者に対し、1回2袋まで無料で配布する。

カ 生ごみ処理器「キエーロ」の有償頒布

家庭から発生する生ごみの減量を推進するため、「キエーロ」を希望者に対し有償で配布する。

5 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理の形態別人口

(単位：人)

区分	令和6年度(実績)	令和7年度(目標)	令和8年度(目標)
1. 計画処理区域内人口	82,797	83,411	83,061
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	80,591	82,222	82,114
(1) 合併処理浄化槽	1,093	1,941	2,095
(2) 下水道	79,498	80,281	80,019
3. 単独処理浄化槽人口	1,953	952	759
4. くみ取り便槽人口	253	237	188
生活排水処理率(%)	97.3	98.6	98.9

(2) し尿及び浄化槽汚泥の発生量

(単位：kℓ)

区分	令和6年度（実績）	令和7年度（目標）	令和8年度（目標）
し尿	671	694	421
浄化槽汚泥	3,734	4,462	4,579
合計	4,405	5,156	5,000

(3) 基本方針

ア 下水道事業の推進

下水道事業計画区域において下水道未接続である世帯には、整備の目的や効果等を十分に説明し、下水道への早期接続を促し、接続率向上を図る。

イ 合併処理浄化槽の設置の促進

浄化槽処理促進区域においては、合併処理浄化槽への設置費等補助制度を有効に活用し、積極的な合併処理浄化槽の設置を促進する。

ウ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥の発生量に応じた、効率的な収集・運搬体制を確保する。

なお、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法により、一般廃棄物処理業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資するため、浄化槽清掃業並びに一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集・運搬業及び処分業については、新規の許可申請は受け付けない。

また、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の継続に向けて、東海市とともに西知多医療厚生組合の衛生センターの運営に積極的に協力する。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	知多市及び愛知県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿及び浄化槽汚泥 の処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	西知多医療厚生組合

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理施設

名 称	西知多医療厚生組合 衛生センター
所 管	西知多医療厚生組合（構成市：知多市、東海市）
所 在 地	知多市三反田3丁目1番地の2
処理能力	100 kℓ/日（し尿 25 kℓ/日、浄化槽汚泥 75 kℓ/日）
竣工年月	平成8年3月
処理方式	高負荷脱窒素処理＋高度処理

(6) 浄化槽許可業者

ア 浄化槽清掃業及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集・運搬業

名 称 中衛工業株式会社

住 所 名古屋市南区鶴里町3丁目11番地

イ 一般廃棄物（浄化槽汚泥）運搬業

東海市内から西知多医療厚生組合し尿処理施設まで運搬

(7) 名 称 株式会社上野清掃社

住 所 東海市名和町上大廻間23番地

(1) 名 称 有限会社横須賀衛生

住 所 東海市養父町北堀畑51番地